

にいがた市民大学 市民提案講座実施要領

(趣旨)

第1条 市民や市民大学受講生の学習成果を地域社会に還元する場として市民提案講座を実施し、市民参画によるにいがた市民大学を構築する。

(提案者の対象)

第2条 提案者の対象は、原則として新潟市に在住、在勤、又は在学するものとする。

(提案内容の要件)

第3条 提案内容の要件は、以下のとおりとする。

- (1) 特定の政治活動や宗教活動、営利を目的としない提案であること。
- (2) 採用された提案内容は、にいがた市民大学以外の講座には提案できない。
- (3) 採用された提案内容は、教育委員会がにいがた市民大学運営委員会（以下「運営委員会」という。）の意見を聞いて、一部内容を変更することができる。

(講座の要件)

第4条 講座案の要件は、以下のとおりとし、採用された提案内容をもとに、にいがた市民大学運営委員会において、講座コーディネーターを選出し、講座を作成する。

- (1) 市民に高度で専門的な学習機会を提供する講座であること。
- (2) 市民自らの学習要求に基づく講座であること。
- (3) 講座回数は、5～10回の範囲とすること。
- (4) 開設時間は、1回につき90～120分の範囲とすること。ただし体験学習等は、この限りではない。

(応募方法)

第5条 提案の応募は、所定の提案書に下記の事項を記入し、にいがた市民大学事務局（以下「事務局」という。）へ提出する。

- (1) 提案者名
- (2) 連絡先
- (3) 講座名、概要等

(選定方法)

第6条 提案の決定に際しては、運営委員会が書類審査で選考し、教育委員会がこれを決定する。

(審査基準)

第7条 提案の審査は、運営委員会が以下の審査基準について総合的に評価する。

- (1) 提案の適合性
 - ア 非営利性（営利を目的としない講座である。）
 - イ 非特定思想性（特定の政治活動、宗教活動を目的としない講座である。）

(2) 提案の評価

- ア 独創性（従前の「にいがた市民大学」及び、その他の講座の模倣となっておらず、新たな事業展開や受講者の掘り起しが期待できる。）
- イ 市民要求度（市民の学びたいという要求に応えられる内容である。）
- ウ 話題性（社会が注目する内容が組み込まれる提案内容である。）
- エ 地域還元度（学習の成果を地域、社会に還元することができる。）
- オ 学問的水準（高度で専門的な講座へ発展できる可能性がある。）

(事務局の役割)

第8条 事務局は、講座実施にあたり、以下の業務を担当する。

- (1) 講座コーディネーターが調整した講座案を、運営委員会に報告する。
- (2) 各講師への交渉、事務手続き、講座資料の作成等、講座に関わる諸事務を行うものとする。
- (3) 講師謝礼、広報等に関わる経費を負担する。
- (4) 講座資料の印刷を行うものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項については、にいがた市民大学講座実施要領に準じるものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。